

事 務 連 絡  
令和元年9月30日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿  
各厚生労働大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

水道事業等の認可の手引きの改訂について（送付）

水道行政の推進につきまして、平素よりご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年12月12日に「水道法の一部を改正する法律」（平成30年法律第92号。以下「改正法」という。）が公布されました。改正法では、法の目的を「水道の計画的な整備」から「水道の基盤の強化」に改め、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進等について規定しています。また、本法律改正に伴い、水道法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第57号。以下「改正規則」という。）が公布されました。改正規則では、事業の全部又は一部の休止及び廃止（以下「事業の休廃止」という。）について、これまで法令上詳細に規定されていなかった事業の休廃止に係る手続き及び許可基準について規定しています。

改正法及び改正規則が令和元年10月1日より施行されることを踏まえ、平成28年3月28日付厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課事務連絡にて送付しました「水道事業等の認可の手引き（平成28年3月版）」について、「水道事業等の認可等の手引き」と名称変更した上で、別添1のとおり改訂しましたので送付します。

本手引きは、認可等に関する申請や審査等についての当課の基本的な考え方を示したものであり、不明点等があれば、当課までお問合わせいただきますようお願い申し上げます。

（添付資料）

別添1：水道事業等の認可等の手引き（令和元年9月版）

別添2：認可等申請及び届出に係る様式

別添3：新旧対照表

別添4：事業の休廃止に係る手続き及び許可基準

問合わせ先  
厚生労働省医薬・生活衛生局水道課  
市川、前田  
電話 03(5253)1111 内線 4014、4008